

別表5 (第49条)

手数料徴収基準

| 区 分 | | 手 数 料 額 〔消費税・地方消費税を含む〕 | 備 考 |
|-----------------------------|---|--|--------------------------|
| ① 記 帳 関 係 | 1. 記帳代行 | 4,500円/月 非会員 6,000円/月 | 年末調整指導・決算指導料 含む |
| | 2. 決算指導 1) 自計者(点検のみ) 2) 元帳完備の者 3) 元帳不備の者 4) 出納帳のみの者 5) 出納帳不備の者 | 5,000円 13,000円 20,000円 30,000円 40,000円 ※ 非会員は5,000円 を加算する。 | |
| | 3. 消費税申告指導 | 5,000円 非会員は7,000円 | |
| | 4. 年 末 調 整 指 導 1) 3人まで 2) 4人目以降 | 1,000円 1人につき500円 非会員は5割加算とする。 | 但し、決算指導を行う事業所は徴 収しない。 |
| ②金融斡旋関係 1) 会 員 2) 非会員 | 借入額の0.3% 借入額の0.5% | 日本政策金融公庫・県制度資金・ 商工貯蓄共済資金 最高額 30,000円 最高額 100,000円 | |
| ③労働保険関係 | 概算保険料の5% 雇用保険得喪失事務手 数 料 1件につき200円 (非会員は300円) | 上限 50,000円 下限 4,000円 非会員は5割加算とする。 | |
| ④他団体からの事務委託 関係 | 円/年 | 事務委託契約により定める。 | |
| ⑤その他の事務代行関係 | 円/件 | | |